

特定建設作業の届出のしおり

「騒音規制法」、「振動規制法」、及び「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」(以下、「市条例」といいます。)では、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音・振動・粉じんを発生する作業を「特定建設作業」として届出を義務付けるとともに、基準を設けて規制を行っています。

特定建設作業を実施しようとする場合は、次の点に留意し、届出を行ってください。また、作業にあたっては、工事現場の周辺の環境保全に配慮するよう努めてください。

1 届出が必要な特定建設作業の種類

作業名		騒音規制法	振動規制法	市条例		
				騒音	振動	粉じん
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	くい打機(もんけんを除く)	○	○			○
	アースオーガーと併用		○	○		○
	圧入式	○				○
	くい抜機	○	○			○
	油圧式	○				○
	くい打くい抜機(圧入式を除く)	○	○			○
びょう打機を使用する作業		○				
さく岩機を使用する作業 ※1		○				○
ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業 ※1		○	○			○
空気圧縮機(電動機以外の原動機の定格出力が15kW 以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)		○				
コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。)		○				○
バックホウ(ショベル系掘削機械)を使用する作業※3	20 kW ～80 kW			○	○	○
	80 kW 以上	○※2		○※2	○	○
トラクターショベルを使用する作業	0kW ～70 kW			○	○	○
	70 kW 以上	○※2		○※2	○	○
ブルドーザーを使用する作業	0kW ～40 kW			○	○	○
	40 kW 以上	○※2		○※2	○	○
コンクリートカッターを使用する作業 ※1				○		○
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			○	○		○

作業名	騒音規制法	振動規制法	市条例		
			騒音	振動	粉じん
舗装版破碎機を使用する作業 ※1		○			○
インパクトレンチを使用する作業			○		
コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業			○		
火薬を使用する破壊作業			○	○	○
バイブレーションローラー及びランマを使用する作業			○	○	○
電動工具を使用するコンクリート仕上げ作業			○		○
動力源として発電機(10kW 以上)を使用する作業			○		
コンクリート破碎機を使用する作業			○	○	○

(※1) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ります。

(※2) 環境大臣が指定する低騒音型建設機械は、騒音規制法による届出対象からは除かれますが、市条例の届出対象となります。

(※3) アタッチメントをスケルトンバケットに換装したショベル系掘削機を使用する作業については、市条例の届出対象となります。

(注意) 開始した日に終わる作業(1日で終わる作業)は届出の対象外となります。ただし、1日で終わる作業を、日をあけて2日以上行う場合は届出が必要となります。

2 届出義務者

建設工事を施工しようとする**元請業者**に義務があります。法人の場合は、**代表者(代表権を有する者)**が届出者となります。代表権を有しない者が届出者として届出を行う場合は、代表権を有する者からの委任状の提出が必要となります。

3 届出の提出期限

特定建設作業の開始の7日前までに、届出書を提出してください。「7日前までに」とは、「中7日をあける」ことを意味します。なお、電子届を利用すると開庁時間以外でも届出可能です。

(例)

1(月)

2(火)

 3(水) 4(木) 5(金) 6(土) 7(日) 8(月)

9(火)

届出日7日間工事開始日

4 届出の提出方法

電子届もしくは窓口への持参や郵送により提出してください。

電子届の方法は市ホームページ(次ページ下部参照)をご確認ください。また、郵送による提出は、投函日ではなく本市窓口へ到達した日が届出日となるため、十分に余裕を持って提出してください。副本返却用の返信用封筒が同封されていない場合、郵送での副本返却はできません。

5 実施期間の期限

届出できる工事期間は、最長で6ヶ月間とします。期限を超えて特定建設作業を実施しようとする場合は、その7日前までに、再度延長のための届出書を提出してください。

6 届出の単位

同一の工事で複数の場所(例えば、桃園町と富田町など、隣接していない複数の場所)で作業を実施する場合は、場所ごとに届出書を提出してください。

7 提出書類(窓口への持参又は郵送の場合)

(1) 特定建設作業実施届出書(表紙)

作業の種類ごとに作成してください。例えば、さく岩機とバックホウを使用する場合、表紙は 2 種類必要となります。

(2) 添付書類(様式や記載例は市ホームページをご確認ください)

- ・ 公害防止の方法
- ・ 作業現場の付近見取り図
- ・ 特定建設作業及び建設工事の工程表
- ・ 委任状(代表権を有しない者が届出者となる場合に必要、押印不要)
- ・ アスベスト事前調査書面の写し(次の(ア)又は(イ)に該当する解体工事のみ)

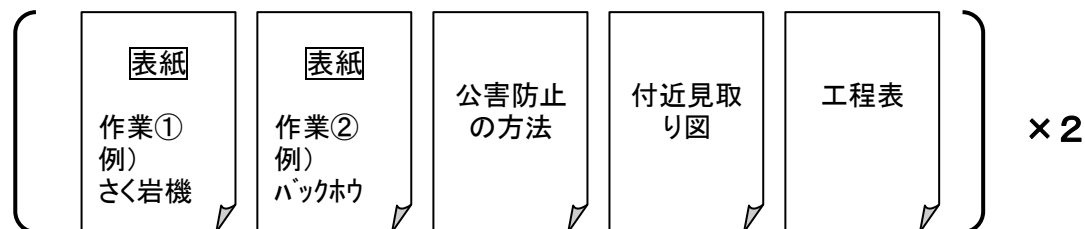
(ア)工場、事業場の解体

(イ)延床300㎡以上の建築物の解体

8 届出書の提出部数

特定建設作業実施届出書(作業の種類ごと)及び添付書類を、正本 1 部及び副本 1 部の計 2 通提出してください。副本は、その場で返却いたします。高槻市職員が現場検査をする場合がありますから、副本(またはその写し)を当該建設工事現場に備え付けて下さい。

(例)



9 届出書の提出先・問合せ先・ホームページ

高槻市 市民生活環境部 環境政策課

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町 2 番 1 号(市役所本館 5 階)

電話:072-674-7486

特定建設作業に関するホームページ:

高槻市 特定建設作業

検索

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/25/1979.html>



アスベスト使用有無に関する事前調査等について

建築物等の解体・改造・補修工事を行う場合は、アスベストの使用の有無などの事前調査が必要です

◇ 事前調査は、①設計図書その他の資料による調査、②目視による調査 により行います。

◇ ①及び②の方法で判別できない場合は分析が必要になります。

（アスベストが使用されているとみなして、アスベストの飛散防止措置を講じ、解体等の作業を行う場合は、分析は省略できます。）

◇ 事前調査結果については、書面に取りまとめ、発注者に説明してください。

◇ 建築物については、建築物石綿含有建材調査者などの有資格者による事前調査が義務付けられています。

事前調査については、高槻市及び茨木労働基準監督署に報告が必要です

◇ 事前調査結果について、書面に取りまとめるとともに、その結果について「石綿事前調査結果報告システム」を使用して、市及び労働基準監督署に報告してください。

事前調査の結果を公衆の見やすい箇所に表示してください

◇ 調査結果の概要並びに除去作業の概要について、A3 サイズ以上のものを工事の開始から終了までの間、掲示してください。

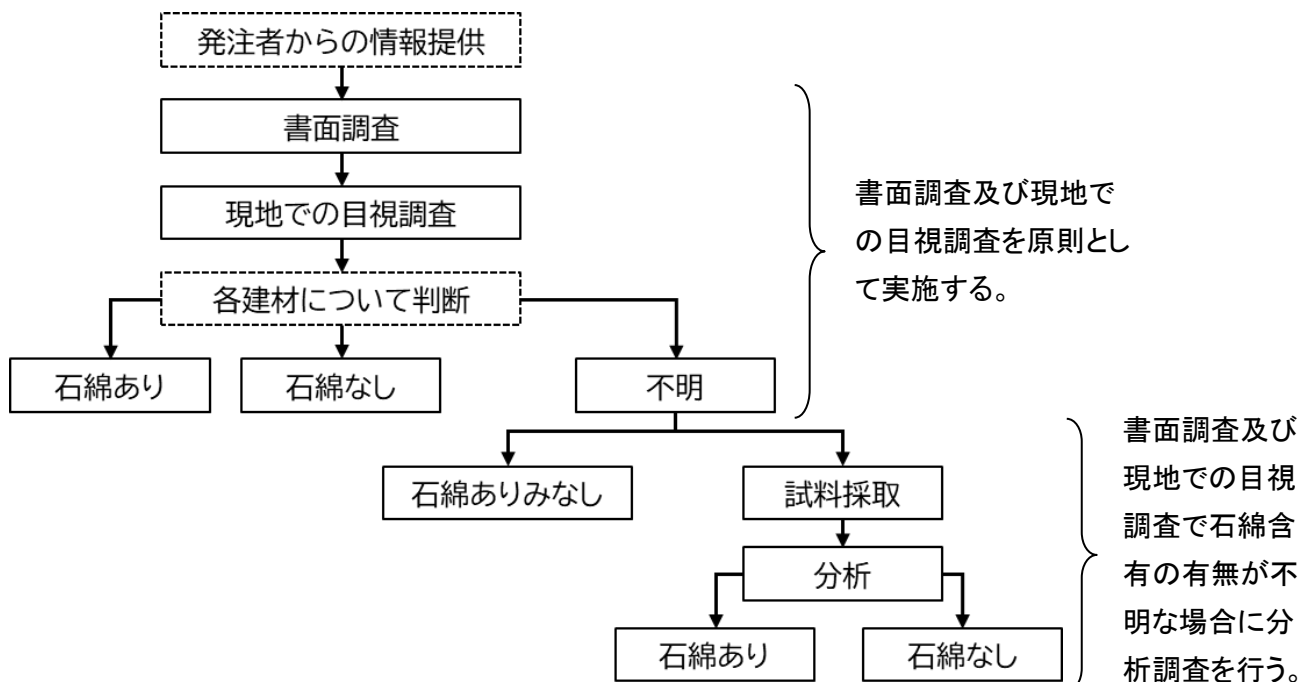
◇ 併せて、書面にて取りまとめた事前調査結果（写し）を、工事現場に備え付けてください。

アスベスト除去作業について

◇ アスベストを含む解体等工事を実施する際には、作業基準を遵守する必要があります。

◇ また、アスベスト除去工事に係る届出が別途必要な場合がありますので、事前にご連絡ください。

石綿事前調査の実施方法



建設作業を実施する際の注意点等

近年、マンション建設や建築物の解体等における騒音・振動の苦情が増加しています。建設・解体作業における騒音及び振動は、工場等から経常的に発生するものとは異なり、周辺住民の理解を得られれば苦情の発生を未然に防ぐことができるものがほとんどです。注意して作業を行うようお願いします。

近隣への説明等について

- ◇ 工事実施前に工事現場周辺の住民のみなさんに対して、工事の概要、作業時間、作業期間及び防止対策などについて十分な説明を行ってください。
- ◇ 工事現場には、住民からの苦情窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法等を表示するようにしてください。
- ◇ 苦情があった場合には、速やかに誠意を持って対応してください。

騒音等の防止対策

- ◇ 建設機械を使用する場合は、低騒音・低振動型のものを使うよう努めてください。また、整備不良により、異常な騒音、振動が発生しないよう点検、整備に努めてください。
- ◇ 工事現場周辺への公衆災害の防止のため、仮囲み、養生シート等を設けるとともに、十分な危害防止の措置を講じてください。また、粉じん等が生じる場合は散水等適切な処置を行ってください。
- ◇ 作業現場への資機材の搬出入・解体がらの搬出、工事関係車両の作業音等については、近隣住民に配慮し作業を行ってください。
- ◇ 工事車両の出入の際には、通行人の安全確保を図るため、誘導員等を配置するものとします。
- ◇ 近隣住民の生活を著しく阻害される騒音が発生すると想定される場合は、防音シート、防音パネルなどを設置してください。
- ◇ 近隣住民から騒音計及び振動計の設置の要望を受けた場合は、それらの設置に努めてください。
- ◇ 騒音・振動・粉じん等が近隣住民の生活環境に著しい影響を与えると想定される場合は、その対策を立てるとともに、月間工程表又は週間工程表を作成し、工事予定を詳しく説明するよう努めてください。

特定建設作業の基準

(1) 騒音に関する規制

	基準値 (dB)	作業時間		作業日数	
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域
騒音規制法	85	7時から19時	6時から22時	連続6日以内	
市条例		10時間	14時間		

(2) 振動に関する規制

	基準値 (dB)	作業時間		作業日数	
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域
振動規制法	75	7時から19時	6時から22時	連続6日以内	
市条例		10時間	14時間		

(3) 粉じんに関する規制

	基準	作業時間		作業日数	
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域
市条例	作業の場所の敷地の周辺の生活環境をそこなうことのないよう、作業の場所の周辺に板囲、防音、防じん幕その他適切な方法によって、騒音及び粉じんを防止する施設を設置すること。	7時から19時 10時間	6時から22時 14時間	連続6日以内	

備考 ① 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値です。

② 日曜日その他の休日は作業禁止

③ 【1号区域】用途地域が第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域若しくは準工業地域である区域若しくは工業地域である区域のうち病院、入院施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域又は用途地域の指定のない地域

【2号区域】用途地域が工業地域である区域のうち第一号区域に該当する区域以外の区域

特定建設作業実施届出書

令和〇年 4 月 1 日

高 槻 市 長

住 所 高槻市〇〇町□-□

届出者 ㈱〇〇〇〇〇〇

氏 名 代表取締役□□ □□

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定建設作業を実施するので、☐騒音規制法第 1 4 条第 1 項(第 2 項)☐振動規制法第 1 4 条第 1 項(第 2 項)☒高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例第 3 6 条第 1 項(第 2 項)

の規定により、次のとおり届け出ます。

建 設 工 事 の 名 称		株式会社△△△解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類		鉄筋コンクリート 3 階建			
特 定 建 設 作 業 の 種 類		ショベル系掘削機械を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第 2、振動規制法施行令別表第 2 及び高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例施行規則別表第 6 に規定する機械の名称、型式及び仕様		ショベル機 〇〇社製 BD-1S 20kW 1 台			
		ショベル機 〇〇社製 EF-2T 30kW 1 台			
特 定 建 設 作 業 の 場 所		高槻市〇〇町〇-〇			
特 定 建 設 作 業 の 実 施 期 間		令和〇年 4 月 9 日から 22 日間 令和〇年 4 月 30 日まで (休業日 日曜祝日他)			
特 定 建 設 作 業 の 開 始 及 び 終 了 の 時 刻		作業開始	作業終了	作業日	実働時間
		8 時	17 時	日曜祝日を除く	8 時間
騒 音 、 振 動 又 は 粉 じ ん の 防 止 の 方 法		別紙「公害防止の方法」のとおり			
発注者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所		高槻市△△町△-△(株)△△代表取締役△△ (電話番号△△△-△△△△)			
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所		〇〇 〇〇 (電話番号〇〇〇-〇〇〇〇)			
下請負人が 特定建設作 業を実施す る場合	下請負人の氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)及び住所	高槻市□□町□-□ (株)□□□ 代表取締役□□ (電話番号□□□-□□□□)			
	下請負人の現場責任者の氏名及び 連絡場所	□□ □□ (電話番号□□□-□□□□)			
特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設 工事の工程		別紙のとおり			
※ 審 査 結 果		※ 収 受 印			
※ 備 考					
添付書類 特定建設作業の場所の付近の見取図 別紙のとおり					

- 注 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第 2、振動規制法施行令別表第 2 及び高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例施行規則別表第 6 に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出してください。
- 2 特定建設作業の種類欄は、騒音規制法施行令別表第 2、振動規制法施行令別表第 2 及び高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例施行規則別表第 6 に掲げる作業の種類を記載してください。
- 3 特定建設作業の実施の期間欄は、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明記してください。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄は、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて記載してください。
- 5 特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程欄の記載は、できる限り、表等を利用してください。
- 6 ※印の欄は、記載しないでください。

公害防止の方法

記入例(⑥その他建物の場合)

(高槻市環境政策課)

	①	②	③	④ 戸建て住宅	⑤ その他建物	⑥ 工作物等
作業内容	○	○	-	1. 建設・解体等工事内容 ①種別 ☐ 建設 ☒ 解体 ☐ その他 () ②構造 ☒ 木造 ☐ SRC ☐ RC ☐ S造 ☐ その他 () ③階高 ☐ 5階建以上 ☒ 4階建以下		
	-	-	○	2. 工作物等工事内容 ☐ 道路補修等 ☐ 地下配管工事等 ☐ その他 ()		
	-	○	○	3. 工事(形質変更)面積 1,000 m ²		
公害防止・安全対策	○			4. 低騒音・低振動型建設機械の使用 ☒ 全機種 ☐ 一部機種		
	○	○	-	5. 敷地境界・建物周囲における対策 ①対策 ☐ 防音塀 ☐ パネル ☒ 防音シート ☐ メッシュシート ②範囲 ☒ 周囲全て ☐ 民家側全て ☐ 民家側一部 ③高さ 約 7.0 m		
	○			6. 動力源等の対策 ☒ 適正配置 ☒ アイドリングストップ ☐ 防音カバー等		
	○			7. 粉じん防止方法 ☒ 散水→上部より 本、地上より 1 本 ☐ その他 ()		
アスベスト(解体・改造・補修時)	○			8. アスベスト関係 ①事前調査 ☒ 実施済 (令和7年3月31日) ➡ 延床面積 700 m ² ☐ 今後実施(年 月 日) ➡ 9へ ☐ 対象外→理由 () ➡ 9へ ②調査責任者 氏名 高槻 太郎 電話番号 ×××(×××)×××× ③アスベストの使用 ☒ あり(使用面積: 500 m ²) ☐ なし ④結果書面の作成と発注者への説明 ☒ 実施 ☐ 今後実施 ⑤事前調査結果の掲示板の作成 ☒ 作成 ☐ 今後作成 ⑥電子システムでの報告 ☐ 実施済(申請番号) ☒ 今後実施 ☐ 対象外		
	・工場、事業場の解体 ・延床 300m ² 以上の建築物の解体 上記に該当する場合は、事前調査書面を提出してください			以下、⑥電子システムでの報告が「今後実施」・「対象外」の場合に記入 ・調査方法 ☒ 目視 ☒ 書面調査 ☒ 分析 ・アスベストの種類(ありの場合のみ) ☐ 吹付け材 ☐ 断熱材、保温材、耐火被覆材 ☒ 成形板等(下地調整材含む) ➡ 使用面積 200 m ² ☒ 仕上塗材 ➡ 使用面積 300 m ²		
周知	○			9. 周知の方法 ☐ 説明会 ☒ 各戸説明 ☒ 周知文配布 ☐ 立看板		

*設問内に複数の対策等がある場合は全てチェックして下さい。